

入札・契約に係る情報（変更契約等の内容について）

担当課：総務部 契約検査課

※公表基準：当初契約について公表物件のうち、金額変更が伴う変更契約

物件名称	令和5・6年度第30工区工事				
履行場所	藤井寺市恵美坂1丁目地内				
契約者	(商 号) ㈱橋本建設 (住 所) 大阪府堺市西区浜寺船尾町西5-6 (代表者) 代表取締役 橋本 紀和				
物 件 概 要 (変更後の内容)	工事延長 L=165.8m 築堤・護岸工 L=45.8m 矢板圧入工 左岸 L=45.6m 右岸 L=45.0m 笠コンクリート 右岸 L=122.4m 左岸 L=69.6m 基礎コンクリート A=351.9m ² 床板コンクリート A=158.2m ² 付帯工 1式				
変更契約の経過とその内容について					※変更契約欄の契約金額は、 変更後契約金額を記載。
	契約の種類	契約年月日	変 更 理 由	契約履行期間	契約金額（税込）
	変更契約	令和6年6月21日	別紙のとおり	令和5年10月20日 から 令和6年6月30日	¥136,815,800

変更理由書

- ・ 工事名 令和5・6年度 第30工区工事
- ・ 請負業者 株式会社橋本建設
- ・ 契約日 令和5年10月19日
- ・ 工期 令和5年10月20日～令和6年6月30日

以下の内容の通り金額について設計変更事項が発生いたしました。

○金額について

1. 設計時は、石積みの前面に $t = 10 \text{ cm}$ のコンクリートを打設することで石積みの崩落防止策として十分と考えて発注したが、工事発注後、沿道の羽曳野市民より過去に羽曳野市職員が石積みの補強を行うと言っていたとの事で、羽曳野市と協議した結果、石積み自体を補強することになったため変更するものです。(増)

(変更内容) 石積み接着工 + 57 m²

2. 設計時は、笠コンクリート背面の路面については、現況通り土にて復旧する予定でした。しかし、工事中に沿道住民より路面は雑草が生えてこないようにコンクリートで復旧して欲しいと要望があり、水路管理者に協議した結果、コンクリートにて復旧を指示されたため、変更するものです。またコンクリート仕上げに伴い、境界ピンも設置しなおす必要があるため併せて変更するものです。(増)

(変更内容) 床版コンクリート工 + 10 m³

掘削工 + 20 m³

埋戻工 + 5 m³

境界ピン設置 7箇所

3. 設計時は、最上流部において掘削面のみ土嚢を設置することにより洗堀防止ができると考えて発注しました。しかし、工事を進める中で、大雨の影響で想定以上に河床の洗堀が進み、現況のままだと石積み・床版橋が崩落し、沿道の家屋に影響が出ることが想定されるため、コンクリートにて洗堀防止をするように変更するものです。(増)

(変更内容) コンクリート工 + 6 m³

4. 設計時は、施工前の景観に復元するようにと管理者より指示があったので、植栽工を発注しました。しかし、夏場に植栽工を行うと樹木が枯れてしまう可能性が高く、枯れ木補償することができないと受注者より協議があったため、道路管理者に協議した結果、植栽無しで復旧するようにと指示受けたので、変更するものです。(減)
- | | |
|--------------|--------------------|
| (変更内容) 道路植栽工 | － 7 m ² |
| 舗装面積 | ＋ 3 m ² |

上記内容について、請負契約書第 19 条（設計図書の変更）に基づき、設計変更を行うものです。